

京都府公報

号外 第18号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ		
○京都府会計規則の一部を改正する規則	(会計課)	2	○様式の規定方法の見直しに伴う文化生活部関係告示の整理等に関する告示 (文化生活総務課)
○京都府規則の規定に基づく申請等の際の登記事項証明書等の添付の省略に関する規則	(デジタル政策推進課)	〃	○様式の規定方法の見直しに伴う健康福祉部関係告示の整理等に関する告示 (健康福祉総務課)
○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	(生活衛生課)	3	○地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (地域福祉推進課)
○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	(〃)	8	○様式の規定方法の見直しに伴う商工労働観光部関係告示の整理等に関する告示 (産業労働総務課)
○京都府後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則	(医療保険政策課)	9	○様式の規定方法の見直しに伴う農林水産部関係告示の整理等に関する告示 (農政課)
○京都府保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則	(医療課)	〃	○様式の規定方法の見直しに伴う建設交通部関係告示の整理等に関する告示 (監理課)
○漁業法に基づく特定水産資源の漁獲量等の報告の方法等を定める規則の一部を改正する規則	(水産課)	〃	
○京都府広域振興局長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則	(森の保全推進課)	12	教 育 委 員 会
○京都府広域振興局長等に権限を委任する規則及び京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(港湾企画課)	〃	○京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令
			30
訓 令			選 挙 管 理 委 員 会
○京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令	(水産課)	13	○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数
○京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令	(森の保全推進課)	14	31
			○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数
告 示			〃
○様式の規定方法の見直しに伴う総合政策環境部関係告示の整理に関する告示	(政策環境総務課)	〃	○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数
○京都府水素ステーション等普及促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	(脱炭素社会推進課)	15	〃
			人 事 委 員 会
			○職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
			32
			○職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
			〃
			○職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
			34

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

- 京都府会計規則の一部を改正する規則
- 京都府規則の規定に基づく申請等の際の登記事項証明書等の添付の省略に関する規則
- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
- 京都府後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則
- 京都府保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則
- 漁業法に基づく特定水産資源の漁獲量等の報告の方法等を定める規則の一部を改正する規則
- 京都府広域振興局長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則
- 京都府広域振興局長等に権限を委任する規則及び京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和8年3月31日
京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第11号

京都府会計規則の一部を改正する規則

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）の一部を次のように改正する。

京都府規則第12号

京都府規則の規定に基づく申請等の際の登記事項証明書等の添付の省略に関する規則

京都府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年京都府条例第19号）第2条第6号に規定する申請等をする者に係る次の表の左欄に掲げる書面であって当該申請等に関する他の規則の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該規則の規定にかかわらず、知事が、当該書面ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる措置により、直接に、又は電子情報処理組織（同条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、当該書面により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

書面	措置
1 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の知事への提供 ア 土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番 イ 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号

第137条第1号を次のように改める。
(1) 指名競争入札による契約又は随意契約で、契約金額が250万円未満のものをするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。
ア 土地又は建物の売買又は賃貸借に関する契約をするとき。
イ 契約の履行期間が6月を超える契約をするとき。
ウ 契約に基づく権利義務の内容、対価の支払条件その他契約の履行上の重要事項であつて、書面によりその内容を特に明らかにしておく必要があると認めるものを約する契約をするとき。
第137条第4号中「規定するもの」を「掲げる場合」に改める。
第138条ただし書中「50万円」を「100万円」に改める。
第162条第4号中「100万円」を「250万円」に改める。
第163条第1項中「なるべく2人以上」を「なるべく2以上」に、「含む」を「含む。以下この項及び次項において同じ」に改め、同項ただし書中「特定人からの見積りによる」を「1の者から見積書を徴する」に改め、同項第1号中「2人以上」を「2以上」に、「見積りを」を「見積書を」に改め、同項第2号中「見積り」を「見積書」に、「有利」を「有利である」に改め、同項第4号に次のただし書を加える。
ただし、財産の売払いに関する契約をしようとするときを除く。
第163条第3項中「電磁的記録」を「第1項の電磁的記録」に改める。
第270条を次のように改める。
第270条 削除

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

	<p>ウ 不動産登記令（平成16年政令第379号）第6条第1項に規定する不動産識別事項</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、知事に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第2項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の知事への提供</p>
<p>2 商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の知事への提供</p> <p>ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号</p> <p>ウ 商業登記法第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号</p> <p>(2) 1の項の右欄の(2)に掲げる措置</p> <p>(3) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の知事への提供</p>
<p>3 商業登記法第12条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書</p>	<p>2の項の右欄の(3)に掲げる措置</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

京都府規則第13号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和52年京都府規則第22号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「申請」を「申請書」に改め、同条中「申請は、クリーニング師免許証再交付申請書（）」を「申請書の様式は、」に改め、「」によるもの」を削る。

第9条の見出し中「申請」を「申請書等」に改め、同条中「第8条」を「第8条第2項」に、「申請は、クリーニング師免許証訂正申請書（）」を「申請書の様式は、」に改め、「」によるもの」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の写し（本籍を変更した場合にあつては、変更後の本籍の記載のあるもの）を添付しなければならない。

別記第7号様式から別記第10号様式までを次のように改める。

第8号様式（第8条関係）

クリーニング師免許証再交付申請書

年 月 日

京 都 府 知 事 様

住 所

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により、下記のとおり、免許証の再交付を申請します。

記

登録番号	
申請理由	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 亡失

- 注 1 免許証を破損し、又は汚損した場合は、その免許証を添付してください。
 2 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してください。

個人番号																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第9号様式（第9条関係）

クリーニング師免許証訂正申請書

年 月 日

京 都 府 知 事 様

住 所

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

クリーニング業法施行規則第8条第1項の規定により、下記のとおり、免許証の訂正を関係書類を添えて申請します。

記

登録番号		
本 籍 (都道府県名)	変更前	変更後
ふりがな 氏 名	変更前	変更後

- 注 1 戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の写しを添付してください。
 なお、本籍を変更した場合において住民票の写しを添付するときは、変更後の本籍の記載があるものとしてください。
- 2 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、氏名の変更後の欄に旧姓を併記してください。この場合の添付書類は、戸籍謄本、戸籍抄本又は旧姓が併記されている住民票の写し（本籍を変更した場合にあつては、変更後の本籍の記載があるもの）としてください。
- 3 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、氏名の変更後の欄に通称名を併記してください。この場合の添付書類は、通称名が記載されている住民票の写しとしてください。
- 4 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してください。

個人番号																				
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第10号様式（第11条関係）

クリーニング師試験受験願書

年 月 日

京 都 府 知 事 様

住 所

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

クリーニング師試験を受験したいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

注 手数料の支払時に交付を受けた納付済証等は、この申請書に添付してください。

個人番号																						
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のクリーニング業法施行細則（以下「新規則」という。）第8条及び第9条並びに別記第7号様式から別記第10号様式までの規定は、この規則の施行の日以後にされる申請等について適用し、同日前にされた申請等については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前のクリーニング業法施行細則別記様式による用紙は、当分の間、新規則別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

京都府規則第14号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（平成12年京都府規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「自動車に」を「自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）に」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

2 次に掲げる営業の許可の有効期間は、前項本文の規定にかかわらず、5年とする。

- (1) 条例第4条第2項の規定により基準の緩和を受けた営業
- (2) 令第35条第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機による営業
- (3) 自動車による営業
- (4) 施行規則別表第19の5のロただし書に規定する従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業（以下「従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業」という。）
- (5) 屋台、露店等の簡易な設備での営業

別表第2の第1の5の(2)中「第2の1の(1)」を「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業に該当するものを除く。第2の1の(1)の「ア」に改め、同表の第1の5の(3)中「（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）」を削り、「場合」を「営業（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業に該当するものを除く。第2の1の(1)において同じ。）」に改め、同表の第1の5中(8)を(9)とし、(4)から(7)までを(5)から(8)までとし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業に該当するものにあつては、3の(8)、(9)、(12)、(13)、(16)及び(17)並びに4の(7)の基準は、適用しない。

別表第2の第2の1を次のように改める。

1 令第35条第1号に規定する飲食店営業

- (1) 自動車において固定した施設を設けないで調理を行う営業にあつては、当該調理を行う場合には、次の要件を満たすこと。

ア 簡易な営業にあつては、1日の営業におい

て約40リットルの水を供給することができ、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

イ 比較的大量の水を要しない営業にあつては、1日の営業において約80リットルの水を供給することができ、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

ウ 比較的大量の水を要する営業にあつては、1日の営業において約200リットルの水を供給することができ、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

- (2) 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業にあつては、当該調理された食品を販売する場合には、次の要件を満たすこと。

ア 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の施設（イ及びカにおいて単に「施設」という。）及び全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者において全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を検知し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

エ 全自動調理機が、調理後の食品に係る保管設備を有し、かつ、当該保管設備が外部からの汚染等を防止する構造を有すること。

オ 全自動調理機が、調理後、一定の時間を経過した食品を提供しない機能を有すること。

カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該施設の営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

京都府規則第15号

京都府後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

京都府後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成20年京都府規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「〔条例〕を〔基金条例〕に改める。

第2条の2を次のように改める。

（拠出率）

第2条の2 令和8年度及び令和9年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「令」という。）第19条第1項に規定する基礎財政安定化基金拠出率を標準として都道府県の条例で定める割合に係る基金条例第3条に規定する規則で定める割合は、10万分の38とする。

2 令和8年度における令第19条第1項に規定する各年度ごとの子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として都道府県の条例で定める割合に係る基金条例第3条に規定する規則で定める割合は、10万分の4とする。

第3条第3項中「当該年度」を「当該各年度」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同条中同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 広域連合は、各年度の4月末日までに、当該各年度における子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額の見込額を記載した書類その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

第5条中「前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第11条から第13条までの規定中「条例」を「基金条例」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

京都府規則第17号

漁業法に基づく特定水産資源の漁獲量等の報告の方法等を定める規則の一部を改正する規則

漁業法に基づく特定水産資源の漁獲量等の報告の方法等を定める規則（令和2年京都府規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第30条第1項」を「第2項並びに第30条第1項及び第2項」に改め、同条第2項中「には、漁獲割当管理区分」の右に「の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）」を、「別記第1号様式により」の右に「、漁獲割当管理区分の特別管理特定水産資源に係る報告にあつては別記第1号の2様式により」を、「除く」の右に「。）の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く）」を、「別記第2号様式により」の右に「、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特別管理特定水産資源に係る報告にあつては別記第2号の2様式により」を加える。

別記第1号様式中「漁獲量等報告書」を「特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書」に改め、同様式の備考の3中「ついては」及び「くろまぐろ（大型魚）」とは分けて」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

京都府規則第16号

京都府保健所長に権限を委任する規則の一部を改正する規則

京都府保健所長に権限を委任する規則（昭和55年京都府規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表医療法（昭和23年法律第205号）の項の(4)中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同項中(14)を(16)とし、同項の(13)中「又は」を「若しくは」に、「開設者等」を「開設者等若しくはオンライン診療受診施設の設置者」に、「命じる」を「命じ、又は当該職員に事務所等に立ち入り、検査させる」に改め、同項中(13)を(15)とし、同項の(12)中「開設者等」の右に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「関係場所」を「病院等」に改め、同項中(12)を(14)とし、(7)から(11)までを(9)から(13)までとし、同項の(6)中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「失そう」を「失踪」に改め、同項中(6)を(8)とし、同項の(5)中「又は助産所の休止、廃止及び再開」を「助産所又はオンライン診療受診施設の廃止」に改め、同項中(5)を(7)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の開設の届出を受理すること。

(6) 第8条の2第2項の規定による診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の休止及び再開の届出を受理すること。

別表の2の表医療法施行令（昭和23年政令第326号）の項中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 第4条第4項の規定によるオンライン診療受診施設の設置届出事項の変更の届出を受理すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第1号の2様式（第2条関係）

年 月 日

京都府知事 様

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

1 漁獲量等の報告

漁業法第26条第2項の規定により、漁獲量等について次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号				
特別管理特定水産資源の名称				
漁獲割当管理区分の名称				
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）			
特別管理特定水産資源ごとの陸揚げした日/ 個体の数/漁獲量 (kg) /個体ごとの重量 (kg)	陸揚げした日	個体の数	漁獲量 (kg)	個体ごとの重量 (kg)
船舶等の名称				

2 個人情報の取扱いに関する同意

1の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、京都府の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）に提供することに同意します。

- 備考 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特別管理特定水産資源について報告を行う場合には、1の表の右側に欄を設けて報告することができます。
- 2 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄については、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載してください（漁獲割当割合設定者が同じ特別管理特定水産資源について2以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 3 「特別管理特定水産資源の名称」の欄については、「くろまぐろ（大型魚）」と記入してください。
- 4 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄については、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入してください。
- 5 「陸揚げした日」の欄については、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入してください。

別記第2号様式中「漁獲量等報告書」を「特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書」に改め、同様式の備考の4を次のように改める。

- 4 くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「特定水産資源の名称」の欄に、「くろまぐろ（小型魚）」と記入してください。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号の2様式（第2条関係）

年 月 日

京都府知事 様

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書

1 漁獲量等の報告

漁業法第30条第2項の規定により、漁獲量等について次のとおり報告します。

許可番号又は免許番号	船舶等の名称		
	漁船登録番号		
管理区分の名称			
特別管理特定水産資源の名称			
陸揚げした日	個体の数	漁獲量 (kg)	個体ごとの重量 (kg)

2 個人情報の取扱いに関する同意

1の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、京都府の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）に提供することに同意します。

- 備考 1 「許可番号又は免許番号」の欄については、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入してください。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には当該承認番号を記載してください。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、空欄としてください。
- 2 「船舶等の名称」及び「漁船登録番号」の欄については、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特別管理特定水産資源の採捕をした場合には、空欄としてください。
- 3 「特別管理特定水産資源の名称」の欄には「くろまぐろ（大型魚）」と記入してください。
- 4 「陸揚げした日」の欄については、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入してください。

別記第4号様式中

- 法第30条第1項の規定による知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）」を
- 法第26条第2項の規定による知事に対する報告（漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）
- 法第30条第1項の規定による知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）に改める。
- 法第30条第2項の規定による知事に対する報告（非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）」

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

京都府規則第18号

京都府広域振興局長等に権限を委任する規則等の一部を改正する規則

(京都府広域振興局長等に権限を委任する規則の一部改正)

第1条 京都府広域振興局長等に権限を委任する規則(昭和31年京都府規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第17号ただし書中「及びイ」を「からうまでに掲げる事務」に改め、同号アを次のように改める。

ア 法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可(次に掲げるものに限る。)

(ア) 開発行為に係る森林の面積が10ヘクタール以下のもの

(イ) 砂利採取又は採石の事業の継続を目的とするもの。ただし、当該事業の継続を目的とする開発行為に係る森林の面積が10ヘクタールを超えることとなるものを除く。

第2条第2項第17号イ中「第10条の3」を「第10条の3第1項」に、「ア」を「アに掲げる事務についてア」に改め、同号中セをソとし、ウからスまでをエからセまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 法第10条の3第2項の規定による公表(イに掲げる事務に係るものに限る。)

第2条第12項第1号ただし書中「及びイ」を「からうまでに掲げる事務」に改め、同号アを次のように改める。

ア 法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可(次に掲げるものに限る。)

(ア) 開発行為に係る森林の面積が10ヘクタール以下のもの

(イ) 砂利採取又は採石の事業の継続を目的とするもの。ただし、当該事業の継続を目的とする開発行為に係る森林の面積が10ヘクタールを超えることとなるものを除く。

第2条第2項第17号イ中「第10条の3」を「第10条の3第1項」に、「ア」を「アに掲げる事務についてア」に改め、同号中セをソとし、ウからスまでをエからセまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 法第10条の3第2項の規定による公表(イに掲げる事務に係るものに限る。)

(森林法施行細則の一部改正)

第2条 森林法施行細則(平成18年京都府規則第5号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第10条の3」を「第10条の3第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、法第10条の3第1項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、その旨及び次に掲げる事項を京都府公報に掲載して公示するものとする。

(1) 命令を受けた者の氏名(その者が法人である場合は、その名称及び代表者の氏名)

(2) 前項各号に掲げる事項

(京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例施行規則及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「第10条の3」を「第10条の3第1項」に改める。

(1) 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例施行規則(平成19年京都府規則第43号)第6条第3号ア

(2) 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成21年京都府規則第37号)第8条第3項第5号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の森林法施行細則(以下「新規則」という。)第12条第2項の規定は、この規則の施行前に森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律(令和7年法律第48号)第2条の規定による改正前の森林法(昭和26年法律第249号)第10条の3の規定による命令を受けた者の行為についても、適用する。この場合において、同項中「法第10条の3第1項」とあるのは「森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律(令和7年法律第48号)第2条の規定による改正前の法第10条の3」と、「とき」とあるのは「場合において、なお必要があるとき」と、「する」とあるのは「することができる」とする。

3 知事は、前項の規定により読み替えて適用される新規則第12条第2項の規定による公示をしようとするときは、あらかじめ、前項の命令を受けた者にその旨を通知しなければならない。

京都府規則第19号

京都府広域振興局長等に権限を委任する規則及び京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(京都府広域振興局長等に権限を委任する規則の一部

改正)

第1条 京都府広域振興局長等に権限を委任する規則（昭和31年京都府規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第14項第15号ケ中「第55条の2の2第1項」を「第55条の2の3第1項」に改め、同項第16号オ中「工作物」を「工作物等」に改める。

（京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例施行規則（平成22年京都府規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「工作物」を「工作物等」に改め、同条第4項中「工作物」を「工作物等」に、「場合」を「承認に係るもの」に改め、同項第3号中「占用しよう」を「使用しよう」に改める。

第10条第1項中「の計算」を「の計算方法」に改め、同項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 年額をもって定める使用料等については、次に掲げるとおりとする。

ア 1件の使用期間が1年未満のもの又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割をもって計算する。この場合において、1件の使用期間が1月未満のもの又はその1年未満の端数になお1月未満の端数を生じた場合の端数は、それぞれ1月とする。

イ アによる月割の額は、使用料等の額を12で除して得た額とする。

(5) トン数をもって定める使用料等については、次に掲げるとおりとする。

ア 1件のトン数が1トン未満のもの又はそのトン数に1トン未満の端数を生じた場合の端数は、それぞれ1トンとして計算する。

イ 総トン数が明らかでない船舶についての総トン数の計算は、次に掲げる方法であって、十分な精度を有するものとして知事が適当と認めるものにより行うことができる。

(ア) 船舶の載貨重量トン数（船舶のトン数の測定に関する法律（昭和55年法律第40号）第7条第1項の載貨重量トン数をいう。（イ）において同じ。）から総トン数を計算する方法

(イ) 載貨重量トン数が明らかでない船舶については、載貨重量トン数以外の船舶の大きさの指標に応じて総トン数を計算する方法

第10条第2項中「使用の期間を」を「条例に定める使用料等に係る使用の期間で、」に、「によって定めるとき」を「をもって定めるものの計算」に改め、同条第3項を削る。

第11条中「第3条第5項」を「第2条第5項」に改める。

第13条第1項中「第3条第1項の承認」の右に「又は条例第9条第1項の許可」を加え、同条第2項中「使用料」を「使用料等」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中京都府広域振興局長等に権限を委任する規則第2条第14項第15号ケの改正規定並びに第2条中京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例施行規則第1条第4項第3号、第11条及び第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令

京都府訓令第2号

本 庁
地方機関

京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令

京都府地方機関処務規程（昭和30年京都府訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号ア(ア)中「第26条第1項」の右に「及び第2項」を加え、同号ア(イ)中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改め、同号ア(ウ)中「第30条第1項」の右に「及び第2項」を加え、同号ア(エ)中「第30条第2項」を「第30条第3項」に改め、同号ケ(ア)中「第118条第1項並びに第125条の6第1項」を「第108条第4項並びに第118条第1項」に改め、同号ケ(イ)及び(ウ)中「第108条第4項及び第125条の6」を「第108条第5項」に改め、同号シ中「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第13条第2項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令」を「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令」に改め、同号シ(エ)中「第7条第1項」を「第10条第1項」に改め、同号シ(オ)中「第7条第3項」を「第10条第4項」に改め、同号シ(カ)中「第12条第1項」を「第32条第1項」に改め、同号シ(キ)中「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第13条第2項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令第2条第3項」を「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第2条第3項」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

京都府訓令第3号

本 庁
地方機関

京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令

京都府地方機関処務規程(昭和30年京都府訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号ヒ(ス)中「に係る」を「に掲げる事務に係る」に、「カからサまで」を「キからシまで」に改め、同条第8号オ(ス)中「に係る」を「に掲げる事務に係る」に、「カからサまで」を「キからシまで」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

京都府告示第168号

様式の規定方法の見直しに伴う総合政策環境部関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

様式の規定方法の見直しに伴う総合政策環境部関係告示の整理に関する告示

(京都府微量PCB汚染機器等把握支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 京都府微量PCB汚染機器等把握支援事業補助金交付要綱(平成22年京都府告示第316号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改め、同条第2項第1号中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改め、同項第2号中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5条第2項中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改め、同条第3項中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7条第1項中「別記第6号様式」を「別に定める様式」に改め、同条第2項第1号中「別記第7号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第7号様式までを削る。

(京都府陽子線治療費助成金交付要綱の一部改正)

第2条 京都府陽子線治療費助成金交付要綱(平成31年京都府告示第188号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改め、同条第2号中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8条中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

(京都府住宅用太陽光発電初期費用ゼロ事業促進補助金交付要綱の一部改正)

第3条 京都府住宅用太陽光発電初期費用ゼロ事業促進補助金交付要綱(令和3年京都府告示第466号)の一部を次のように改正する。

第6条中「別記様式」を「別に定める様式」に改める。

別記様式を削る。

(京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱の一部改正)

第4条 京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱(令和6年告示第459号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5条第1項中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7条中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8条中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

第10条第1項中「別記第6号様式」を「別に定める様式」に改める。

第11条第1項中「別記第7号様式」を「別に定める様式」に改める。

第12条第1項中「別記第8号様式」を「別に定める様式」に改め、同条第3項中「別記第9号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第9号様式までを削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。



京都府告示第169号

京都府水素ステーション等普及促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府水素ステーション等普及促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府水素ステーション等普及促進事業補助金交付要綱(令和4年京都府告示第561号)の一部を次のように改正する。
第1条中「及び燃料電池フォークリフト」を「、燃料電池フォークリフト、燃料電池トラック及び燃料電池タクシー」に改める。

第2条第1号中「受けた」を「受けている」に改め、同条中第5号を第7号とし、同条第4号中「(以下)」を「、燃料電池トラック及び燃料電池タクシー(以下)」に改め、同条中同号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 燃料電池トラック 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業その他事業(道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び第6号に規定するリース事業を除く。)の用に供する燃料電池自動車をいう。

(4) 燃料電池タクシー 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する燃料電池自動車であって乗車定員10人以下のものをいう。

第5条第1項中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第9条第1項中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第10条第1項中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

第11条第1項中「別記第6号様式」を「別に定める様式」に改める。

別表の2の項中「燃料電池フォークリフトを導入する」を削り、「供給体制の構築及び当該水素の需要の創出」を「活用の促進」に、「。ただし、当該」を「(当該)に、「導入した」を「導入する」に、「当該リース料」を「当該リース契約において、リース料」に、「リース契約上の措置が講じられているときに限る」を「措置が講じられるものに限る。)」に、「自動車(未使用品に限る。)」を「燃料電池フォークリフト(未使用品であるものに限る。)」を導入する事業」に、「で使用される」を「の事業所において燃料電池フォークリフトを導入する事業である」に、「自動車で」を「燃料電池フォークリフトを導入する事業で」に改め、同表に次のように加える。

3 燃料電池トラック導入事業	府内で事業を行う者	次に掲げる要件を満たす事業であって、燃料としての水素の活用の促進に資するものとして知事が適当と認めるもの(当該燃料電池トラックをリース事業の用に供するために導入する場合にあっては、当該リース契約において、リース料からこの告示に基づき交付される補助金の額に相当する額が減額される措置が講じられるものに限る。) (1) 一般に販売されている燃料電池トラック(未使用品であり、かつ、車両総重量が2.5トンを超えるもの(貨物自動車運送事業又は第二種貨物利用運送事業の用に供されるものを除く。)に限る。)を導入する事業であること。 (2) 府内の事業所において燃料電池トラックを導入する事業であること。	商用車の電動化促進事業(トラック)実施要領(令和5年5月16日環水大自発第2305161号)別表第1トラック(燃料電池自動車)導入事業の項及び別表第2に規定する補助対象経費	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額以内の額	1台当たり40万円
4 燃料電池タクシー導入事業	府内で事業を行う者	次に掲げる要件を満たす事業であって、燃料としての水素の活用の促進に資するものとして知事が適当と認めるもの(当該燃料電池タクシーをリース事業の用に供するために導入した場合にあっては、当該リース契約におい	商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス)実施要領(令和5年5月16日環水大自発第2305161号)別表第1	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額以内の額	1台当たり75万円

		て、リース料からこの告示に基づき交付される補助金の額に相当する額分が減額される措置が講じられるものに限る。) (1) 一般に販売されている燃料電池タクシー（未使用品に限る。）を導入する事業であること。 (2) 府内の事業所において燃料電池タクシーを導入する事業であること。	タクシー等車両（燃料電池自動車又は水素内燃機関型自動車）導入事業の項及び別表第2に規定する補助対象経費		
--	--	--	---	--	--

別記第1号様式から別記第6号様式までを削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。



京都府告示第170号

様式の規定方法の見直しに伴う文化生活部関係告示の整理等に関する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

様式の規定方法の見直しに伴う文化生活部関係告示の整理等に関する告示

(子ども・地域安全見守り隊活動事業補助金等の廃止)
 第1条 次に掲げる告示は、廃止する。
 (1) 子ども・地域安全見守り隊活動事業補助金等交付要綱（平成18年京都府告示第237号）
 (2) 子ども・地域の安心・安全活動支援事業補助金交付要綱（平成19年京都府告示第171号）
 (京都府社寺等文化資料保全補助金交付要綱の一部改正)
 第2条 京都府社寺等文化資料保全補助金交付要綱（昭和37年京都府告示第949号）の一部を次のように改正する。
 第5第1項中「京都府社寺等文化資料保全補助金交付申請書（別記第1号様式）」を「別に定める様式による京都府社寺等文化資料保全補助金交付申請書」に改め、同項第2号を次のように改める。
 (2) 別に定める様式による収支計算書
 第6第1項中「事業報告書（別記第3号様式）及び収支精算書（別記第4号様式）2部を」を「、別に定める様式による事業報告書及び収支精算書をそれぞれ2部」に改める。
 別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。
 (交通遺児奨学金等支給要綱の一部改正)
 第3条 交通遺児奨学金等支給要綱（昭和44年京都府告示第136号）の一部を次のように改正する。
 第6中「交通遺児奨学金等支給申請書（別記第1号様式。」を「別に定める様式による交通遺児奨学金等

支給申請書（」に改める。
 第7中「交通遺児奨学金等支給決定通知書（別記第2号様式）」を「別に定める様式による交通遺児奨学金等支給決定通知書」に改める。
 第10中「交通遺児奨学金等受給変更届（別記第3号様式）」を「別に定める様式による交通遺児奨学金等受給変更届」に改める。
 別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。
 (内職者対策事業補助金交付要綱の一部改正)
 第4条 内職者対策事業補助金交付要綱（昭和46年京都府告示第413号）の一部を次のように改正する。
 第5中「補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類」を「別に定める様式による補助金交付申請書に、別に定める様式による事業計画書及び収支予算書」に改め、各号を削る。
 第6中「実績報告書（別記第4号様式）」を「別に定める様式による実績報告書」に改める。
 別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。
 (公衆浴場施設整備資金等利子補給金交付要綱の一部改正)
 第5条 公衆浴場施設整備資金等利子補給金交付要綱（昭和49年京都府告示第380号）の一部を次のように改正する。
 第5中「公衆浴場施設整備資金等利子補給金交付申請書（別記様式）」を「別に定める様式による申請書」に改める。
 別記様式を削る。
 (学校法人立以外の私立幼稚園教材費等補助金交付要綱の一部改正)
 第6条 学校法人立以外の私立幼稚園教材費等補助金交付要綱（昭和52年京都府告示第593号）の一部を次のように改正する。
 第4中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。
 第5中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に

改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

(私立専修学校・各種学校教育振興費補助金交付要綱の一部改正)

第7条 私立専修学校・各種学校教育振興費補助金交付要綱(昭和55年京都府告示第170号)の一部を次のように改正する。

第5条中「次の各号に掲げる補助金の区分に応じて、当該各号に掲げる」を「別に定める様式による」に改め、各号を削る。

第6条中「次の各号に掲げる補助金の区分に応じて、当該各号に掲げる」を「別に定める様式による」に改め、各号を削る。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

(人権問題啓発事業補助金交付要綱の一部改正)

第8条 人権問題啓発事業補助金交付要綱(昭和55年京都府告示第641号)の一部を次のように改正する。

第4条中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

(隣保館運営等事業費補助金交付要綱の一部改正)

第9条 隣保館運営等事業費補助金交付要綱(昭和62年京都府告示第80号)の一部を次のように改正する。

第5条中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条第2項中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第9条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第10条中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

(古典芸能振興公演補助金交付要綱の一部改正)

第10条 古典芸能振興公演補助金交付要綱(平成4年京都府告示第670号)の一部を次のように改正する。

第7条中「補助金交付要望書(別記第1号様式)」を「別に定める様式による補助金交付要望書」に改める。

第9条第1項中「補助金交付申請書(別記第2号様式)は」を「補助金交付申請書は、別に定める様式によるものとし」に改める。

第10条第1項中「実績報告書(別記第3号様式)は」を「実績報告書は、別に定める様式によるものとし」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

(文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金交付要綱の一部改正)

第11条 文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金交付要綱(平成21年京都府告示第480号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「それぞれ別記第1号様式及び別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7条第1項中「それぞれ別記第5号様式及び別記第6号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第6号様式までを削る。

(文化力チャレンジ補助金交付要綱の一部改正)

第12条 文化力チャレンジ補助金交付要綱(平成24年京都府告示第496号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7条第1項中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8条第1項中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第9条第1項中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

(京都府犯罪被害者等支援補助金交付要綱の一部改正)

第13条 京都府犯罪被害者等支援補助金交付要綱(令和5年京都府告示第264号)の一部を次のように改正する。

第4条中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

附 則

- この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による廃止前のそれぞれの告示(以下「廃止前の各告示」という。)に基づき令和7年度以前に交付した補助金等であって、この告示の施行の際現に廃止前の各告示の規定の適用を受けているものがある場合における当該規定は、なおその効力を有する。

京都府告示第171号

様式の規定方法の見直しに伴う健康福祉部関係告示の整理等に関する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

様式の規定方法の見直しに伴う健康福祉部関係告示の整理等に関する告示

(離職者向け住宅支援給付支給要綱の廃止)

第1条 離職者向け住宅支援給付支給要綱（平成21年京都府告示第554号）は、廃止する。

（骨関節結核その他の結核児童療育給付規程の一部改正）

第2条 骨関節結核その他の結核児童療育給付規程（昭和35年京都府告示第1027号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「療育給付申請書（別記第1号様式）」を「別に定める様式による療育給付申請書」に改め、同項第1号中「療育給付意見書（別記第2号様式）並びに世帯調書（別記第2号の2様式）」を「別に定める様式による療育給付意見書並びに別に定める様式による世帯調書」に改める。

第5条第1項中「療育券（別記第3号様式）」を「別に定める様式による療育券」に、「不承認決定通知書（別記第4号様式）」を「別に定める様式による不承認決定通知書」に改める。

第7条第1項中「療育給付継続申請書（別記第5号様式）」を「別に定める様式による療育給付継続申請書」に改め、同条第2項中「療育給付継続承認書（別記第6号様式）」を「別に定める様式による療育給付継続承認書」に、「不承認決定通知書（別記第4号様式）」を「別に定める様式による不承認決定通知書」に改める。

第8条第1項中「看護（移送）承認申請書（別記第7号様式）」を「別に定める様式による看護（移送）承認申請書」に改め、同条第2項中「看護（移送）承認書（別記第8号様式）」を「別に定める様式による看護（移送）承認書」に、「不承認決定通知書（別記第4号様式）」を「別に定める様式による不承認決定通知書」に改め、同条第5項中「請求書（別記第9号様式）」を「別に定める様式による請求書」に改める。

第9条第1項中「医療用補装具交付申請書（別記第10号様式）」を「別に定める様式による医療用補装具交付申請書」に改め、同条第2項中「医療用補装具交付承認書（別記第11号様式）」を「別に定める様式による医療用補装具交付承認書」に、「不承認決定通知書（別記第4号様式）」を「別に定める様式による不承認決定通知書」に改め、同条第4項中「請求書（別記第9号様式）」を「別に定める様式による請求書」に改める。

第10条中「再交付申請書（別記第12号様式）」を「別に定める様式による再交付申請書」に改める。

第11条第2項中「学習用品および日用品交付要求書（別記第13号様式）」を「別に定める様式による学習用品および日用品交付要求書」に改め、同条第3項中「学習用品および日用品受領書（別記第14号様式）」を「別に定める様式による学習用品および日用品受領書」に改める。

第12条中「骨関節結核その他の結核児童退院届（別記第15号様式）」を「別に定める様式による骨関節結核その他の結核児童退院届」に改める。

別記第1号様式から別記第15号様式までを削る。

（京都府結核予防費補助金交付要綱の一部改正）

第3条 京都府結核予防費補助金交付要綱（昭和38年京

都府告示第887号）の一部を次のように改正する。

第3第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 別に定める様式による結核予防費補助金交付申請書

(2) 別に定める様式による結核予防費補助申請額算出明細書

第6中「結核予防費補助金中止（変更）申請書（別記第3号様式）」を「別に定める様式による結核予防費補助金中止（変更）申請書」に改める。

第7中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8第1号から第5号までを次のように改める。

(1) 別に定める様式による結核予防費補助金精算書

(2) 別に定める様式による結核予防費補助金精算額明細書

(3) 別に定める様式による結核予防費補助金精算額算出明細書

(4) 別に定める様式による結核予防費補助金精算額内訳書

(5) 別に定める様式による結核予防費補助事業実施成績書

別記第1号様式から別記第9号様式までを削る。

（修学旅行の援助要綱の一部改正）

第4条 修学旅行の援助要綱（昭和44年京都府告示第166号）の一部を次のように改正する。

第5中「申請書（別記様式）」を「別に定める様式による申請書」に改める。

別記様式を削る。

（京都府心身障害者扶養共済制度特別弔慰金支給規程の一部改正）

第5条 京都府心身障害者扶養共済制度特別弔慰金支給規程（昭和46年京都府告示第495号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別記様式」を「別に定める様式」に改める。

別記様式を削る。

（京都府産休代替職員設置費補助金交付要綱の一部改正）

第6条 京都府産休代替職員設置費補助金交付要綱（昭和48年京都府告示第361号）の一部を次のように改正する。

第5第1項中「産休代替職員雇用承認申請書（別記第1号様式）」を「別に定める様式による産休代替職員雇用承認申請書」に改め、第5第2項中「産休代替職員雇用変更承認申請書（別記第2号様式）」を「別に定める様式による産休代替職員雇用変更承認申請書」に改める。

第6中「産休代替職員雇用承認通知書（別記第3号様式）又は産休代替職員雇用変更承認通知書（別記第4号様式）」を「別に定める様式による産休代替職員雇用承認通知書又は別に定める様式による産休代替職員雇用変更承認通知書」に改める。

第8第1項中「別記第5号様式」及び「別記第6号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第6号様式までを削る。

(ひとり親家庭奨学金等支給要綱の一部改正)

第7条 ひとり親家庭奨学金等支給要綱(昭和49年京都府告示第241号)の一部を次のように改正する。

第4中「ひとり親家庭奨学金等支給申請書(別記第1号様式)」を「別に定める様式によるひとり親家庭奨学金等支給申請書」に改める。

第5中「ひとり親家庭奨学金等支給決定通知書(別記第2号様式)」を「別に定める様式によるひとり親家庭奨学金等支給決定通知書」に改める。

第8中「ひとり親家庭奨学金等受給変更届(別記第3号様式)」を「別に定める様式によるひとり親家庭奨学金等受給変更届」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

(災害弔慰金等補助金交付要綱の一部改正)

第8条 災害弔慰金等補助金交付要綱(昭和49年京都府告示第410号)の一部を次のように改正する。

第4中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

(災害援護資金貸付金貸付要綱の一部改正)

第9条 災害援護資金貸付金貸付要綱(昭和49年京都府告示第710号)の一部を次のように改正する。

第5中「借入申請書(別記第1号様式)」を「別に定める様式による借入申請書」に改める。

第6中「貸付決定通知書(別記第2号様式)」を「別に定める様式による貸付決定通知書」に改める。

第7中「借用証書(別記第3号様式)」を「別に定める様式による借用証書」に改める。

第10中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第17中「災害援護資金貸付償還台帳(別記第5号様式)」を「別に定める様式による災害援護資金貸付償還台帳」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

(京都府社会福祉施設病休代替職員雇用費補助金交付要綱の一部改正)

第10条 京都府社会福祉施設病休代替職員雇用費補助金交付要綱(昭和50年京都府告示第58号)の一部を次のように改正する。

第4第1項中「病休代替職員雇用承認申請書(別記第1号様式)」を「別に定める様式による病休代替職員雇用承認申請書」に改め、第4第2項中「病休代替職員雇用変更承認申請書(別記第2号様式)」を「別に定める様式による病休代替職員雇用変更承認申請書」に改める。

第5中「病休代替職員雇用承認通知書(別記第3号様式)又は病休代替職員雇用変更承認通知書(別記第4号様式)」を「別に定める様式による病休代替職員雇用承認通知書又は別に定める様式による病休代替職員

員雇用変更承認通知書」に改める。

第7中「別記第5号様式」及び「別記第6号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第6号様式までを削る。

(じん臓機能障害者通院交通費支給要綱の一部改正)

第11条 じん臓機能障害者通院交通費支給要綱(昭和50年京都府告示第394号)の一部を次のように改正する。

第6中「通院交通費支給申請書(別記第1号様式)」を「別に定める様式による通院交通費支給申請書」に改める。

第7中「通院交通費支給(不支給)決定通知書(別記第2号様式)」を「別に定める様式による通院交通費支給(不支給)決定通知書」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

(京都府高校生給付型奨学金等支給要綱の一部改正)

第12条 京都府高校生給付型奨学金等支給要綱(昭和51年京都府告示第174号)の一部を次のように改正する。

第4第1項第1号を次のように改める。

(1) 別に定める様式による高校生給付型奨学金等申請書

第7第1項中「高校生給付型奨学金等受給変更届(別記第2号様式)」を「別に定める様式による高校生給付型奨学金等受給変更届」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

(要保護者修学援助費支給要綱の一部改正)

第13条 要保護者修学援助費支給要綱(昭和51年京都府告示第366号)の一部を次のように改正する。

第4中「要保護者修学援助費支給申請書(別記第1号様式)」を「別に定める様式による要保護者修学援助費支給申請書」に改める。

第5中「要保護者修学援助費支給決定通知書(別記第2号様式)」を「別に定める様式による要保護者修学援助費支給決定通知書」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

(民間社会福祉施設整備資金借入金利子補給金等交付要綱の一部改正)

第14条 民間社会福祉施設整備資金借入金利子補給金等交付要綱(昭和53年京都府告示第197号)の一部を次のように改正する。

第6中「に当該各項」を「に別」に改め、第6の表様式の欄を削る。

第7中「社会福祉法人にあつては別記第5号様式、市町村にあつては別記第6号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8中「社会福祉法人にあつては別記第7号様式、市町村にあつては別記第8号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第8号様式までを削る。

(妊娠中毒症等療養援護費支給規程の一部改正)

第15条 妊娠中毒症等療養援護費支給規程(昭和53年京都府告示第687号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「妊娠中毒症等療養援護費支給申請書(以下「支給申請書」という。別記第1号様式)」を「別

に定める様式による妊娠中毒症等療養援護費支給申請書」に改め、同項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 別に定める様式による妊娠中毒症等療養証明書
- (2) 別に定める様式による世帯調書及びその関係証明書
- (3) 別に定める様式による請求書

第4条第2項中「別記第1号の2」を「別に定める様式」に改める。

第5条第1項中「妊娠中毒症等療養援護費支給決定書（以下「決定書」という。別記第5号様式）」を「別に定める様式による妊娠中毒症等療養援護費支給決定書」に、「妊娠中毒症等療養援護費不承認決定通知書（別記第6号様式）」を「別に定める様式による妊娠中毒症等療養援護費不承認決定通知書」に改め、同条第3項中「委任状（別記第7号様式）」を「別に定める様式による委任状」に改める。

別記第1号様式から別記第7号様式までを削る。

(退職民生委員・児童委員報償要綱の一部改正)

第16条 退職民生委員・児童委員報償要綱（昭和54年京都府告示第422号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別記様式」を「別に定める様式」に改める。

別記様式を削る。

(京都府青少年健全育成対策費補助金交付要綱の一部改正)

第17条 京都府青少年健全育成対策費補助金交付要綱（昭和54年京都府告示第462号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7条中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8条中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

(地域福祉振興事業補助金交付要綱の一部改正)

第18条 地域福祉振興事業補助金交付要綱（昭和55年京都府告示第871号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別記様式」を「別に定める様式」に改める。

別記様式を削る。

(先天性代謝異常等検査実施要綱の一部改正)

第19条 先天性代謝異常等検査実施要綱（昭和56年京都府告示第425号）の一部を次のように改正する。

第6条中「先天性代謝異常等検査申出書（別記様式。以下「検査申出書」という。）」を「別に定める様式による先天性代謝異常等検査申出書」に改める。

別記様式を削る。

(指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱の一部改正)

第20条 指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱（平成11年京都府告示第384号）の一部を次のように改正する。

第3条中「業務管理体制の整備（区分の変更）届出書（別記第1号様式）」を「別に定める様式による業務管理体制の整備（区分の変更）届出書」に改める。

第4条中「業務管理体制変更届出書（別記第2号様式）」を「別に定める様式による業務管理体制変更届出書」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

(不妊治療等給付事業助成費補助金交付要綱の一部改正)

第21条 不妊治療等給付事業助成費補助金交付要綱（平成15年京都府告示第422号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第4条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

(特定不妊治療費等助成事業助成金交付要綱の一部改正)

第22条 特定不妊治療費等助成事業助成金交付要綱（平成16年京都府告示第485号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「特定不妊治療費助成事業申請書（別記第1号様式）」を「別に定める様式による特定不妊治療費助成事業申請書」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 別に定める様式による特定不妊治療費助成事業受診等証明書

(2) 別に定める様式による特定不妊治療費助成事業受診等証明書（男性不妊治療専用）

第4条第2項中「通院交通費助成金交付申請書（別記第4号様式）」を「別に定める様式による通院交通費助成金交付申請書」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 別に定める様式による通院証明書

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

(京都府在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金支給要綱の一部改正)

第23条 京都府在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金支給要綱（平成16年京都府告示第572号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「京都府在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金支給申請書（別記第1号様式）」を「別に定める様式による京都府在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金支給申請書（）」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 別に定める様式による公的年金等受給状況申立書兼同意書

第6条中「給付金支給決定通知書（別記第3号様式）」を「別に定める様式による給付金支給決定通知書」に、「給付金却下通知書（別記第4号様式）」を「別に定める様式による給付金却下通知書」に改める。

第9条第1項中「所得状況届（別記第5号様式）」を「別に定める様式による所得状況届」に改め、同条第2項中「現況届（別記第6号様式）」を「別に定める様式による現況届」に改め、同条第3項中「給付金受給資格変更・喪失届（別記第7号様式）」を「別に定める様式による給付金受給資格変更・喪失届」に改める。

第11条中「給付金支給停止（変更）通知書（別記第8号様式）」を「別に定める様式による給付金支給停止（変更）通知書」に、「給付金支給停止解除通知書（別記第9号様式）」を「別に定める様式による給付金支給停止解除通知書」に改める。

第12条中「給付金受給資格喪失通知書（別記第10号様式）」を「別に定める様式による給付金受給資格喪失通知書」に改める。

第13条中「給付金返還通知書（別記第11号様式）」を「別に定める様式による給付金返還通知書」に改める。

第14条第2項中「未支給給付金請求書（別記第12号様式）」を「別に定める様式による未支給給付金請求書」に改める。

別記第1号様式から別記第12号様式までを削る。

（有料老人ホーム設置の手續に関する要綱の一部改正）

第24条 有料老人ホーム設置の手續に関する要綱（平成18年京都府告示第380号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「有料老人ホーム設置事前協議書（別記第1号様式）」を「別に定める様式による有料老人ホーム設置事前協議書（）」に改め、同条第2項中「有料老人ホーム設置意見書（別記第2号様式）」を「別に定める様式による有料老人ホーム設置意見書」に改め、同条第3項中「有料老人ホーム設置事前協議完了済書（別記第3号様式）」を「別に定める様式による有料老人ホーム設置事前協議完了済書」に改める。

第4条第3項中「有料老人ホーム設置届出受理書（別記第4号様式）」を「別に定める様式による有料老人ホーム設置届出受理書」に改め、同条第4項中「有料老人ホーム確認申出書（別記第5号様式）」を「別に定める様式による有料老人ホーム確認申出書」に改め、同条第5項中「有料老人ホーム確認通知書（別記第6号様式）」を「別に定める様式による有料老人ホーム確認通知書」に改める。

第5条中「有料老人ホーム運営開始報告書（別記第7号様式）」を「別に定める様式による有料老人ホーム運営開始報告書」に改める。

第6条第2項中「有料老人ホーム変更届出受理書（別記第8号様式）」を「別に定める様式による有料老人ホーム変更届出受理書」に改める。

別記第1号様式から別記第8号様式までを削る。

（指定市町村事務受託法人の指定等に関する要綱の一部改正）

第25条 指定市町村事務受託法人の指定等に関する要綱（平成18年京都府告示第531号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「指定市町村事務受託法人指定申請

書（別記第1号様式）」を「別に定める様式による指定市町村事務受託法人指定申請書」に改める。

第3条中「指定市町村事務受託法人変更届出書（別記第2号様式）」を「別に定める様式による指定市町村事務受託法人変更届出書」に、「指定市町村事務受託法人廃止・休止・再開届出書（別記第3号様式）」を「別に定める様式による指定市町村事務受託法人廃止・休止・再開届出書」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

（京都府自殺対策事業補助金交付要綱の一部改正）

第26条 京都府自殺対策事業補助金交付要綱（平成21年京都府告示第588号）の一部を次のように改正する。

第6条中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

（京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の一部改正）

第27条 京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱（平成22年京都府告示第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7条中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第9条中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

（京都府福祉有償運送支援事業費補助金交付要綱の一部改正）

第28条 京都府福祉有償運送支援事業費補助金交付要綱（平成22年京都府告示第156号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

（ひきこもり状態にある者のための社会参加支援事業補助金交付要綱の一部改正）

第29条 ひきこもり状態にある者のための社会参加支援事業補助金交付要綱（平成29年京都府告示第397号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」

に改める。

第10条第1項中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。
(京都府不育症検査費用助成金交付要綱の一部改正)

第30条 京都府不育症検査費用助成金交付要綱（令和3年京都府告示第492号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「京都府不育症検査費用助成金交付申請書（別記第1号様式）」を「別に定める様式による京都府不育症検査費用助成金交付申請書」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 別に定める様式による不育症検査受検証明書

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による廃止前の離職者向け住宅支援給付支給要綱に基づき令和7年度以前に支給した住宅支援給付であって、この告示の施行の際現に廃止前の離職者向け住宅支援給付支給要綱の規定の適用を受けているものがある場合における当該規定は、なおその効力を有する。



京都府告示第172号

地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱（平成16年京都府告示第704号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成30年1月23日付け社援基第0123第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）」を「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成30年1月23日付け社援基第0123第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）」に改める。

第2条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項第1号を次のとおり改める。

(1) 当該小規模法人等が社会貢献活動に自ら取り組むために実施する、人材の確保、育成及び定着に係る事業であって、知事が必要と認めるもの

第2条第6項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 この告示において「法人間連携プラットフォームの設置運営事業」とは、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱（平成30年3月28日付け社援発0328第5号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「国実施要綱」という。）3の(2)の法人間連携プラットフォームの設置運営事業をいう。

第2条第7項中「第2項から第4項まで」を「第2項、第3項、第5項」に改める。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 法人間連携プラットフォームの設置運営事業

第5条を削る。

第6条第2項中「、第2号及び第4号」を「から第3号まで」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「規則第5条の規定による補助金交付申請書（別記第1号様式）」を「別に定める様式による申請書」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「補助金交付申請書」を「申請書」に改め、同条第2項を削り、同条を第7条とする。

第9条を削る。

第10条中「第8条」を「前条」に、「補助事業変更承認申請書（別記第2号様式）」を「別に定める様式による申請書」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「補助事業中止（廃止）申請書（別記第3号様式）」を「別に定める様式による申請書」に改め、同条を第9条とする。

第12条第1項を次のように改める。

規則第13条の規定による実績報告書は、別に定める様式によるものとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

第12条第2項中「前項の」の右に「規定による」を加え、同条を第10条とする。

第13条中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改め、同条を第11条とする。

第14条を第12条とする。

第15条中「要綱」を「告示」に改め、同条を第13条とする。

別表の2の項中「災害時対応力向上事業」を「災害対応力向上事業」に改め、同表の3の項を削り、同表の4の項中「40万円」を「20万円（地域貢献活動推進事業又は災害対応力向上事業と併せて行う場合にあっては、40万円）」に改め、同項を同表の3の項とし、同表に次のように加える。

4 法人間連携プラットフォームの設置運営事業	国実施要綱4の(2)に定める国庫補助基準額と対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	生活困窮者就労準備支援事業費補助金交付要綱（平成30年10月17日付け社援発1017第4号厚生労働事務次官通知）別表の4の項第4欄に定める経費	10分の10以内
------------------------	---	---	----------

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。



京都府告示第173号

様式の規定方法の見直しに伴う商工労働観光部関係告示の整理等に関する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

様式の規定方法の見直しに伴う商工労働観光部関係告示の整理等に関する告示

（勤労者文化事業補助金交付要綱等の廃止）

第1条 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 勤労者文化事業補助金交付要綱（昭和38年京都府告示第548号）
- (2) 中小企業集団労務改善事業費補助金交付要綱（昭和40年京都府告示第377号）
- (3) 京都府中小企業団体公害等検査室整備費補助金交付要綱（昭和46年京都府告示第429号）
- (4) ふるさと産品開発事業費補助金交付要綱（昭和58年京都府告示第341号）
- (5) 中小企業集団労働福祉事業費補助金交付要綱（昭和60年京都府告示第665号）
- (6) 京都府中小企業労働力確保推進事業費補助金交付要綱（平成3年京都府告示第620号）
- (7) 京都府中小企業特定診断事業費補助金交付要綱（平成7年京都府告示第554号）
- (8) 中小企業集団労働福祉援助事業補助金交付要綱（平成7年京都府告示第624号）
- (9) 京ブランド産品販路開拓支援事業補助金交付要綱（平成12年京都府告示第545号）

(10) 京都企業設備投資支援事業費補助金交付要綱（平成22年京都府告示第458号）

(11) 京都府観光関連施設修景支援補助金交付要綱（平成25年京都府告示第449号）

（労働者体育文化事業補助金交付要綱の一部改正）

第2条 労働者体育文化事業補助金交付要綱（昭和43年京都府告示第299号）の一部を次のように改正する。

第4第1項中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5第1項中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

（認定訓練助成事業費補助金交付要綱の一部改正）

第3条 認定訓練助成事業費補助金交付要綱（昭和58年京都府告示第340号）の一部を次のように改正する。

第9条中「次のとおりとする」を「知事が別に定める」に改め、各号を削る。

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

（市町村企業立地盤整備事業費補助金交付要綱の一部改正）

第4条 市町村企業立地盤整備事業費補助金交付要綱（平成6年京都府告示第605号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7条中「別記第4号様式」を「別に定める様式」

に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。
(職場適応訓練委託要綱の一部改正)

第5条 職場適応訓練委託要綱(平成7年京都府告示第360号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「職場適応訓練受託申込書(別記第1号様式)」を「別に定める様式による職場適応訓練受託申込書(」に改め、同条第2項中「職場適応訓練委託契約書(別記第2号様式)」を「別に定める様式による職場適応訓練委託契約書」に改める。

第10条第2項中「短期の職場適応訓練(職場実習)特例委託申込書(別記第3号様式。)」を「別に定める様式による短期の職場適応訓練(職場実習)特例委託申込書(」に改め、同条第3項中「短期の職場適応訓練(職場実習)特例委託契約書(別記第4号様式)」を「別に定める様式による短期の職場適応訓練(職場実習)特例委託契約書」に改める。

第11条第3項中「職場適応訓練費請求書(別記第5号様式)」を「、別に定める様式による職場適応訓練費請求書」に改める。

第13条第2項中「職場適応訓練委託契約変更(解除)協議書(別記第6号様式。)」を「別に定める様式による職場適応訓練委託契約変更(解除)協議書(」に改め、同条第3項中「職場適応訓練委託契約変更(解除)通知書(別記第7号様式。)」を「別に定める様式による職場適応訓練委託契約変更(解除)通知書(」に改める。

第17条第1項中「職場適応訓練実績報告書(別記第8号様式)」を「別に定める様式による職場適応訓練実績報告書」に改め、同条第2項中「短期の職場適応訓練(職場実習)特例実績報告書(別記第9号様式)」を「別に定める様式による短期の職場適応訓練(職場実習)特例実績報告書」に改める。

別記第1号様式から別記第9号様式までを削る。
(京都中小企業成長促進等総合支援事業費補助金交付要綱の一部改正)

第6条 京都中小企業成長促進等総合支援事業費補助金交付要綱(平成18年京都府告示第323号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5条第2項中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7条中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8条中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

第9条第1項中「別記第6号様式」を「別に定める様式」に改める。

第10条中「別記第7号様式」を「別に定める様式」に改める。

第12条第3項中「別記第8号様式」を「別に定める

様式」に改める。

第13条第1項中「別記第9号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第9号様式までを削る。
(京都府中小企業研究開発等応援補助金交付要綱の一部改正)

第7条 京都府中小企業研究開発等応援補助金交付要綱(平成19年京都府告示第405号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第4条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7条中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8条第1項中「別記第6号様式」を「別に定める様式」に改める。

第9条中「別記第7号様式」を「別に定める様式」に改める。

第11条第1項中「別記第8号様式」を「別に定める様式」に改める。

第12条第1項中「別記第9号様式」を「別に定める様式」に改め、同条第3項中「別記第10号様式」を「別に定める様式」に改める。

第13条第2項中「別記第11号様式」を「別に定める様式」に改める。

第14条中「別記第12号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第12号様式までを削る。
(京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金交付要綱の一部改正)

第8条 京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金交付要綱(平成26年京都府告示第321号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8条中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第10条第1項中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

第11条第1項中「別記第6号様式」を「別に定める様式」に改める。

第13条第1項中「別記第7号様式」を「別に定める様式」に改める。

第14条第1項中「別記第8号様式」を「別に定める

様式」に改め、同条第3項中「別記第9号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第9号様式までを削る。

(京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱の一部改正)

第9条 京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金交付要綱(平成26年京都府告示第516号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第9条第1項を次のように改める。

規則第5条第1項に規定する申請書の様式及び提出期限は、知事が別に定める。

第10条中「整備・定着支援事業」を「別表の1の項及び2の項に掲げる補助対象事業(以下「整備・定着支援事業」という。)」に、「別記第6号様式」を「別に定める様式」に改める。

第11条中「別記第7号様式」を「別に定める様式」に改める。

第13条第1項中「別記第8号様式」を「別に定める様式」に改める。

第16条第1項中「別記第9号様式」を「別に定める様式」に改める。

第17条第1項中「別記第10号様式」を「別に定める様式」に改め、同条第3項中「別記第11号様式」を「別に定める様式」に改める。

第18条第1項中「別記第12号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第12号様式までを削る。

(京都府宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要綱の一部改正)

第10条 京都府宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要綱(平成29年京都府告示第656号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の事業計画書の様式及び提出期限は、知事が別に定める。

第5条第1項を次のように改める。

規則第5条第1項に規定する申請書の様式及び提出期限は、知事が別に定める。

第9条第1項中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

(京都府子育てにやさしい職場環境づくりサービス創造補助金交付要綱の一部改正)

第11条 京都府子育てにやさしい職場環境づくりサービス創造補助金交付要綱(令和2年京都府告示第395号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別記第1号様式」を「別に定める

様式」に改める。

第7条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第9条中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第11条第1項中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

第12条中「別記第6号様式」を「別に定める様式」に改める。

第14条第1項中「別記第7号様式」を「別に定める様式」に改める。

第15条第1項中「別記第8号様式」を「別に定める様式」に改め、同条第3項中「別記第9号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第9号様式までを削る。

(多様な働き方推進事業費補助金交付要綱の一部改正)

第12条 多様な働き方推進事業費補助金交付要綱(令和4年京都府告示第293号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第9条中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第11条第1項中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

第12条中「別記第6号様式」を「別に定める様式」に改める。

第14条第1項中「別記第7号様式」を「別に定める様式」に改める。

第15条第1項中「別記第8号様式」を「別に定める様式」に改め、同条第3項中「別記第9号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第9号様式までを削る。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による廃止前のそれぞれの告示(以下「廃止前の各告示」という。)に基づき令和7年度以前に交付した補助金等であって、この告示の施行の際現に廃止前の各告示の規定の適用を受けているものがある場合における当該規定は、なおその効力を有する。



京都府告示第174号

様式の規定方法の見直しに伴う農林水産部関係告示の整理等に関する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

様式の規定方法の見直しに伴う農林水産部関係告示の整理等に関する告示

(災害復旧事業補助金交付規程等の廃止)

第1条 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 災害復旧事業補助金交付規程(昭和29年京都府告示第666号)
- (2) 京都府家畜伝染病予防事務委託要綱(昭和36年京都府告示第765号)
- (3) 森林組合事業資金利子補給金交付要綱(昭和45年京都府告示第665号)
- (4) 入会資源総合活用促進対策事業費補助金交付要綱(昭和52年京都府告示第470号)
- (5) 農村整備事業補助金交付要綱(昭和52年京都府告示第564号)
- (6) 山村等振興対策事業費補助金交付要綱(昭和53年京都府告示第482号)
- (7) 京都府農村振興基本計画作成事業費補助金交付要綱(昭和54年京都府告示第329号)
- (8) 京都府農村地域定住促進対策事業費補助金交付要綱(昭和54年京都府告示第705号)
- (9) 農村総合整備モデル事業補助金交付要綱(昭和55年京都府告示第791号)
- (10) 京都府特用林産振興対策事業費補助金交付要綱(昭和56年京都府告示第10号)
- (11) 地域緑化推進事業費補助金交付要綱(昭和59年京都府告示第53号)
- (12) 集落話し合い運動推進事業費補助金交付要綱(平成元年京都府告示第537号)
- (13) 土地改良事業等負担金積立促進対策費補助金交付要綱(平成4年京都府告示第520号)
- (14) 中山間担い手対策ほ場整備モデル事業補助金交付要綱(平成8年京都府告示第796号)
- (15) 地域課題対応型ふるさと推進事業費補助金交付要綱(平成16年京都府告示第503号)

(京都府漁港関係事業費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 京都府漁港関係事業費補助金交付要綱(昭和35年京都府告示第664号)の一部を次のように改正する。

第3中「申請書(別記第1号様式)」を「別に定める様式による申請書」に改める。

第3の2中「別記第1号の2様式」を「別に定める様式」に改める。

第4第3項中「調書(別記第2号様式)」を「別に定める様式による調書」に改める。

第6中「事業遂行状況報告(別記第3号様式)」を「別に定める様式による事業遂行状況報告」に改める。

第7中「実績報告書(別記第4号様式)」を「別に定める様式による実績報告書」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

(京都府沿岸漁業振興対策事業費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 京都府沿岸漁業振興対策事業費補助金交付要綱(昭和35年京都府告示第777号)の一部を次のように改正する。

第3中「別記様式第1号」を「別に定める様式」に改める。

第4中「別記様式第2号」を「別に定める様式」に改める。

第5中「別記様式第3号」を「別に定める様式」に改める。

第6中「別記様式第4号」を「別に定める様式」に改める。

別記様式第1号から別記様式第4号までを削る。

(林道関係補助金交付要綱の一部改正)

第4条 林道関係補助金交付要綱(昭和36年京都府告示第904号)の一部を次のように改正する。

第4中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8第1項中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改め、第8第2項中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第9中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

第10中「別記第6号様式」を「別に定める様式」に改める。

第12中「調書(別記第7号様式)」を「別に定める様式による調書」に改める。

第13中「別記第8号様式」を「別に定める様式」に改める。

第14中「別記第9号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第9号様式までを削る。

(京都府沿岸漁業構造改善対策事業費補助金交付要綱の一部改正)

第5条 京都府沿岸漁業構造改善対策事業費補助金交付要綱(昭和37年京都府告示第915号)の一部を次のように改正する。

第3中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第4中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7第2項中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。
 (京都府小規模治山事業補助金交付要綱の一部改正)

第6条 京都府小規模治山事業補助金交付要綱(昭和42年京都府告示第196号)の一部を次のように改正する。

第4中「事業計画書(別記第1号様式)」を「別に定める様式による事業計画書」に改める。

第6中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7中「事業着手届(別記第3号様式)」を「別に定める様式による事業着手届」に改める。

第8中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第9中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

第10第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 別に定める様式による事業予算整理簿

(4) 別に定める様式による工事監督日誌

(5) 別に定める様式による工事施行台帳および完成写真

別記第1号様式から別記第8号様式までを削る。
 (内水面漁業振興対策事業費補助金交付要綱の一部改正)

第7条 内水面漁業振興対策事業費補助金交付要綱(昭和42年京都府告示第366号)の一部を次のように改正する。

第3中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第4中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5第1項中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改め、第5第2項中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。
 (京都府農業協同組合営農活動施設整備費補助金交付要綱の一部改正)

第8条 京都府農業協同組合営農活動施設整備費補助金交付要綱(昭和45年京都府告示第46号)の一部を次のように改正する。

第3第1項中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。
 (漁業協同組合等事業活動促進費補助金交付要綱の一部改正)

第9条 漁業協同組合等事業活動促進費補助金交付要綱(昭和45年京都府告示第547号)の一部を次のように改正する。

第3中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。
 (京都府林地崩壊防止事業補助金交付要綱の一部改正)

第10条 京都府林地崩壊防止事業補助金交付要綱(昭和47年京都府告示第565号)の一部を次のように改正する。

第7中「事業計画書(別記第1号様式)」を「別に定める様式による事業計画書」に改める。

第10第1項中「補助金交付申請書(別記第2様式)」を「別に定める様式による補助金交付申請書」に改める。

第11中「事業変更承認申請書(別記第3号様式)」を「別に定める様式による事業変更承認申請書」に改める。

第12中「事業の遂行状況報告(別記第4号様式)」を「別に定める様式による事業の遂行状況報告」に改める。

第13第2項中「概算払請求書(別記第5号様式)」を「別に定める様式による概算払請求書」に改める。

第14中「実績報告書(別記第6号様式)」を「別に定める様式による実績報告書」に改める。

第15中「施越工事施行申請書(別記第7号様式)」を「別に定める様式による施越工事施行申請書」に改める。

別記第1号様式から別記第7号様式までを削る。
 (漁業協同組合合併推進事業費補助金交付要綱の一部改正)

第11条 漁業協同組合合併推進事業費補助金交付要綱(昭和50年京都府告示第101号)の一部を次のように改正する。

第3中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第4中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。
 (京都府林地荒廃防止施設災害復旧事業費補助金交付要綱の一部改正)

第12条 京都府林地荒廃防止施設災害復旧事業費補助金交付要綱(昭和51年京都府告示第613号)の一部を次のように改正する。

第5中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。
 (京都府水産業協同組合等検査実施要綱の一部改正)

第13条 京都府水産業協同組合等検査実施要綱(昭和52年京都府告示第490号)の一部を次のように改正する。
 第7第2項中「その身分を証する証票(別記様式)」を「別に定める様式によるその身分を証する証票」に改める。
 別記様式を削る。
 (森林病虫害等駆除事業補助金交付要綱の一部改正)

第14条 森林病虫害等駆除事業補助金交付要綱(昭和52年京都府告示第539号)の一部を次のように改正する。
 第5中「別記様式」を「別に定める様式」に改める。
 別記様式を削る。
 (京都府内水面総合振興対策事業費補助金交付要綱の一部改正)

第15条 京都府内水面総合振興対策事業費補助金交付要綱(昭和54年京都府告示第404号)の一部を次のように改正する。
 第3中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。
 第4中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。
 第5第1項中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改め、第5第2項中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。
 第6中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。
 第7第2項中「別記第6号様式」を「別に定める様式」に改める。
 別記第1号様式から別記第6号様式までを削る。
 (京都府沿岸漁業改善資金貸付規程の一部改正)

第16条 京都府沿岸漁業改善資金貸付規程(昭和54年京都府告示第838号)の一部を次のように改正する。
 第7条第1項中「沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書(別記第1号様式)に、」を「別に定める様式による沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書に、別に定める様式による」に改め、「(別記第2号様式)」及び「別記第3号様式。」を削る。
 第8条第2項中「当該認定に係る処分通知書及び沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(別記第4号様式。)」を「別に定める様式による当該認定に係る処分通知書及び沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(」に、「沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(別記第5号様式)」を「別に定める様式による沿岸漁業改善資金貸付決定通知書」に改め、同条第3項中「当該不認定に係る処分通知書及び沿岸漁業改善資金貸付否決通知書(別記第6号様式)」を「別に定める様式による当該不認定に係る処分通知書及び沿岸漁業改善資金貸付否決通知書」に改める。
 第9条第1項中「沿岸漁業改善資金借用証書(別記第7号様式。)」を「別に定める様式による沿岸漁業改善資金借用証書(」に改める。
 第10条第1項中「沿岸漁業改善資金借入辞退届(別

記第8号様式。)」を「別に定める様式による沿岸漁業改善資金借入辞退届(」に改める。
 第11条第2項中「沿岸漁業改善資金事業実施報告書(別記第9号様式。)」を「別に定める様式による沿岸漁業改善資金借入辞退届(」に改める。
 第15条第1項中「沿岸漁業改善資金支払猶予申請書(別記第10号様式。)」を「別に定める様式による沿岸漁業改善資金支払猶予申請書(」に改める。
 第16条第2項中「沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書(別記第11号様式)」を「別に定める様式による沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書」に、「沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書(別記第12号様式)」を「別に定める様式による沿岸漁業改善資金支払猶予決定通知書」に改め、同条第3項中「沿岸漁業改善資金支払猶予不承認通知書(別記第13号様式)」を「別に定める様式による沿岸漁業改善資金支払猶予不承認通知書」に改める。
 別記第1号様式から別記第13号様式までを削る。
 (京都府漁業経営再建資金利子補給金交付要綱の一部改正)

第17条 京都府漁業経営再建資金利子補給金交付要綱(昭和62年京都府告示第199号)の一部を次のように改正する。
 第6条中「別記様式」を「別に定める様式」に改める。
 別記様式を削る。
 (京都府災害関連山地災害危険地区対策事業補助金交付要綱の一部改正)

第18条 京都府災害関連山地災害危険地区対策事業補助金交付要綱(昭和63年京都府告示第575号)の一部を次のように改正する。
 第5条第1項中「事業計画概要書(別記第1号様式)」を「別に定める様式による事業計画概要書」に改める。
 第7条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。
 第8条中「事業計画変更申請書(別記第3号様式)」を「別に定める様式による事業計画変更申請書」に改める。
 第9条中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。
 第10条第2項中「概算払請求書(別記第5号様式)」を「別に定める様式による概算払請求書」に改める。
 第11条中「別記第6号様式」を「別に定める様式」に改める。
 第12条中「施越工事施行申請書(別記第7号様式)」を「別に定める様式による施越工事施行申請書」に改める。
 別記第1号様式から別記第7号様式までを削る。
 (京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱の一部改正)

第19条 京の水田農業総合対策事業費補助金交付要綱(平成6年京都府告示第28号)の一部を次のように改正する。
 第4条第1項中「別記第1号様式」を「別に定める

様式」に改める。

第5条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条第1項中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7条第1項中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8条第1項中「別記第5号様式」を「別に定める様式」に改める。

第9条第3項中「別記第6号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第6号様式までを削る。

(漁業集落排水施設整備事業推進交付金交付要綱の一部改正)

第20条 漁業集落排水施設整備事業推進交付金交付要綱(平成12年京都府告示第597号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第4条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

(遊漁船業者登録簿閲覧規程の一部改正)

第21条 遊漁船業者登録簿閲覧規程(平成15年京都府告示第204号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「遊漁船業者登録簿閲覧票(別記様式)」を「別に定める様式による遊漁船業者登録簿閲覧票」に改める。

別記様式を削る。

(要適正管理森林等災害予防事業補助金交付要綱の一部改正)

第22条 要適正管理森林等災害予防事業補助金交付要綱(平成27年京都府告示第317号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第4条第2項中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5条第1項中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条第1項中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による廃止前のそれぞれの告示(以下「廃止前の各告示」という。)に基づき令和7年度以前に交付した補助金等であって、この告示の施行の際現に廃止前の各告示の規定の適用を受けているものがある場合における当該規定は、なおその効力を有する。

京都府告示第175号

様式の規定方法の見直しに伴う建設交通部関係告示の整理等に関する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

様式の規定方法の見直しに伴う建設交通部関係告示の整理等に関する告示

(市町村道整備促進府補助金交付要綱等の廃止)

第1条 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 市町村道整備促進府補助金交付要綱(昭和35年京都府告示第797号)
- (2) 水防施設費補助金交付要綱(昭和36年京都府告示第613号)
- (3) 水防資材整備費府補助金交付要綱(昭和37年京都府告示第99号)

(京都府崖地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 京都府崖地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱(昭和48年京都府告示第562号)の一部を次のように改正する。

第3中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

(京都府住宅耐震診断事業費補助金交付要綱の一部改正)

第3条 京都府住宅耐震診断事業費補助金交付要綱(平成16年京都府告示第534号)の一部を次のように改正する。

第5条中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第6条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

(鴨川景観対策事業補助金交付要綱の一部改正)

第4条 鴨川景観対策事業補助金交付要綱(平成26年京都府告示第146号)の一部を次のように改正する。

第7条中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」

に改める。

第9条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。
(京都府民間施設ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付要綱の一部改正)

第5条 京都府民間施設ブロック塀等緊急安全対策支援事業費補助金交付要綱(平成30年京都府告示第668号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改める。

第5条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第7条第1項中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8条中「別記第4号様式」を「別に定める様式」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

附 則

- この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による廃止前のそれぞれの告示(以下「廃止前の各告示」という。)に基づき令和7年度以前に交付した補助金等であって、この告示の施行の際現に廃止前の各告示の規定の適用を受けているものがある場合における当該規定は、なおその効力を有する。

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長訓令第1号

本 方 庁
地 方 機 関
府 立 学 校
京都府総合教育センター
京 都 府 立 図 書 館
京 都 府 立 郷 土 資 料 館

京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令

(京都府教育委員会地方機関等処務規程及び京都府教育庁職員服務規程の一部改正)

第1条 次に掲げる訓令の規定中「り災し、勤務が不可能となつた」を「職員が勤務しないことが相当である

と認められる」に、
「 地震、水害、火災等の災害によつて、職員の現住所が滅失し、又は破壊された場合である。」 を

「 次のいずれかに該当するこ
ととなつた場合である。
(1) 職員の現住居が滅失し、
又は損壊した場合で、当該
職員がその復旧作業等を行
い、又は一時的に避難して
いるとき。
(2) 職員と同一の世帯に属す
る者の生活に必要な水、食
料等が著しく不足している
場合で、当該者のうち当該
職員以外の者にはそれらの
確保を行うことが困難であ
るとき。
(3) (1)及び(2)に準じるもの
として人事委員会が定める場
合
に改める。」

(1) 京都府教育委員会地方機関等処務規程(昭和34年京都府教育委員会教育長訓令第2号)別表第1特別休暇の項

(2) 京都府教育庁職員服務規程(昭和53年京都府教育委員会教育長訓令第1号)別表特別休暇の項
(京都府立学校職員服務規程の一部改正)

第2条 京都府立学校職員服務規程(平成2年京都府教育委員会教育長訓令第1号)を次のように改正する。

別表の2の表(2)の項中「り災し、勤務が不可能となつた」を「職員が勤務しないことが相当であると認

められる」に、
「 地震、水害、火災等の災害によつて、職員の現住所が滅失し、又は破壊された場合である。」 を

次のいずれかに該当することとなった場合である。

- (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- (2) 職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該者のうち当該職員以外の者にはそれらの確保を行うことが困難であるとき。
- (3) (1)及び(2)に準じるものとして人事委員会が定める場合

に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第78号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月31日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

40,955人

京都府選挙管理委員会告示第79号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を

乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和8年3月31日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

355,967人

京都府選挙管理委員会告示第80号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月31日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

北	区	29,588人
上	京区	20,627人
左	京区	40,294人
中	京区	29,467人
東	山区	9,060人
山	科区	35,736人
下	京区	21,445人
南	区	27,247人
右	京区	52,981人
西	京区	39,622人
伏	見区	72,881人
福	知山市	20,417人
舞	鶴市	20,862人
綾	部市	8,660人
宇	治市及び久世郡	54,137人
宮	津市及び与謝郡	10,608人
亀	岡市	23,943人
城	陽市	20,701人
向	日市	15,531人
長	岡京市及び乙訓郡	27,128人
八	幡市	18,888人
京	田辺市及び綴喜郡	23,586人
京	丹後市	14,080人
南	丹市及び船井郡	11,838人
木	津川市及び相楽郡	33,258人

人 事 委 員 会

職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日
京都府人事委員会
委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則106—853

職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則6—2）の一部を次のように改正する。

第50条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「程度」を「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円）」に改める。

第67条の4第1項第2号中「配偶者」の右に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第69条の20第1号中「（条例第11条第2項第1号に規定する配偶者をいう。以下この号において同じ。）」を削り、「なつたこと」を「なつたこと。」に改め、同条第2号及び第3号中「なつたこと」を「なつたこと。」に改める。

別表第9の2の3の4級の項中「13,200円」の右に「（条例別表第3のイの備考の2に定める職員にあつては、13,400円）」を加える。

別表第9の2の4の4級の項中「12,800円」の右に「（条例別表第3のウの備考の2に定める職員にあつては、13,000円）」を加える。

別表第9の3の3の3級の項中「に相当する職員」を削り、同表4級の項中「12,600円」の右に「（条例別表第3のイの備考の2に定める職員にあつては、12,700円）」を加える。

別表第9の3の4の3級の項中「に相当する職員」を削り、同表4級の項中「12,300円」の右に「（条例別表第3のウの備考の2に定める職員にあつては、12,400円）」を加える。

別表第16の2の項中

「 2 地震、水害、火災その他の災害により
り災し、勤務が不可能となつた場合 」を

2 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当することとなつた場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。

- (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- (2) 職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該者のうち当該職員以外の者にはそれらの確保を行うことが困難であるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合に準じるものとして人事委員会が定める場合

に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第50条第1項第2号及び別表第16の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する規則別表第9の2及び別表第9の3の規定は、令和8年1月1日から適用する。



職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日
京都府人事委員会
委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則106—854

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—11）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第13条第5項の駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「額」の右に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第4条第1項中「こと」の右に「若しくは条例第13条第5項の人事委員会規則で定める要件を具備していること及び駐車場等の料金」を加える。

第5条中「に規定する人事委員会規則」を「の人事委員会規則」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第8条第1項中「に規定する運賃等相当額」を「の運賃等相当額」に改め、同項第1号中「第13条第7項に規

定する」を「第13条第8項の」に改め、同条第2項中「に該当する場合」を「の場合」に、「に定める額」を「の額」に改める。

第8条の3中「に規定する人事委員会規則」を「の人事委員会規則」に改め、同条第1号中「が通常」を「を通常」に、「に定める額」を「の額」に改め、同条第2号中「に定める額」を「の額」に、「が片道」を「が通常徒歩によることを例とする距離を超え片道」に、「以上」を「(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員にあつては、その額に同条第5項第1号の人事委員会規則で定める額を加算した額。次号において同じ。)以上」に改め、同条第3号中「に定める額」を「の額」に、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改める。

第15条第1項第1号中「次に掲げる事由が生じた」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年京都府条例第36号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第3項第1号の職員派遣から職務に復帰した」に、「当該事由の発生」を「当該職員派遣からの復帰」に改め、ア及びイを削り、同項第2号中「この項において」を削り、同項第4号中「に規定する要介護者」を「の要介護者」に改め、同条第2項中「に規定する転居」を「の転居」に改め、同項第2号ア中「当該事由の発生等の直前」を「前項第1号の職員派遣からの復帰の直前の住居又は同項第2号の配偶者」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(駐車場等の要件)

第15条の2 条例第13条第5項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。ただし、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、この限りでない。

- (1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定により決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準じるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設(当該施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給することが不相当であると人事委員会が認めるものを除く。)であること。
- (2) 職員が自転車等を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第11条第2項の扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準じるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第15条の3 条例第13条第5項の人事委員会規則で定める職員は、第8条の3第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第15条の4 条例第13条第5項第1号の人事委員会規則

で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定めた期間(月又は年によつて定められたものに限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額を当該月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第16条第2項中「に規定する府」を「の府」に改め、同条第4項中「者を」を「ものを」に、「に定める額」を「の額」に、「除く。」及び「を「除く。）」に、「の」を「)及び条例第13条第5項第1号の人事委員会規則で定める額の」に改める。

第17条の2第1項中「第13条第6項」を「第13条第7項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に、「額に」を「額若しくは駐車場等の料金に」に改め、同項第3号中「法」を「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)」に、「に規定する許可」を「の許可」に、「第26条第1項に規定する」を「第26条第1項の」に、「第45条の7に規定する」を「第45条の7の」に、「に規定する配偶者同行休業」を「の配偶者同行休業」に改め、同条第2項及び第3項中「第13条第6項」を「第13条第7項」に改める。

第17条の3第1項中「第13条第7項」を「第13条第8項」に改め、同項第3号を削り、同条第2項第1号中「に規定する退職」を「の退職」に改める。

第19条中「の職員」を「、第3項若しくは第5項の職員」に、「及び」を「又は」に、「定期券等の提示」を「定期券、契約書、領収書等の提示若しくはこれらの写しの提出」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前から駐車場等(職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)第13条第5項に規定する駐車場等をいう。)を利用している職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより同日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の職員の通勤手当に関する規則第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。



職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則106—855

職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

職員のへき地手当等に関する規則（京都府人事委員会規則6—36）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

別表第1のその1の表中

与謝郡伊根町立本庄小学校	与謝郡伊根町字本庄浜小字馬場先68	2級
京丹後市立宇川小学校	京丹後市丹後町上野120	

を

与謝郡伊根町立本庄小学校	与謝郡伊根町字本庄浜小字馬場先68	2級
--------------	-------------------	----

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1その1の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の職員のへき地手当等に関する規則第5条の規定は、令和7年4月1日から適用する。この場合において、同日からこの規則の施行の日の前日までの間における改正後の職員のへき地手当等に関する規則第5条の規定の適用については、改正前の職員のへき地手当等に関する規則第5条に規定するへき地学校等（職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）別表第15に掲げる支給地域に所在する場合に限る。）に勤務する職員の当該へき地学校等は、当該支給地域に所在しないものとみなす。